

♡ ♪ 一年生になつたら、いっしょに
 仲間みちが、曲山植統 ♪

九条はらまち

「はらまち九条の会」会報 No.236

2014(平成26)年3月23日(日)発行



■ **はらまち九条の会** は、戦争放棄の憲法第9条を護って「戦争をしない国・日本」をめざし、支持政党や主義主張を問わない、自由な市民の会です。結成は05年12月。会員は南相馬市の原町区を中心に445名(市内に363名・市外に82名、男性220/女性225)。年会費千円。
 ■ 「九条の会」は全国に約7,500、福島県内に100グループ以上ありますが、上からの指示で動くのではなく、それぞれの判断で憲法を守る活動を行っています。■そして何よりも、
はらまち九条の会 は事故の福島第一原発に世界一近い九条の会を自覚して活動しています。

≪ 自民党改憲草案 を考える・その④ 憲法第13条 「個人と人」の意味 ≫

○日本国憲法 第13条「すべて国民は、個人として尊重される」

●自民党憲法改正草案 第13条「全て国民は、人として尊重される」

「個人主義」と「利己主義」の区別さえつかない人物が自民草案を作成

憲法13条に関して朝日新聞の2月24日付『天声人語』に取り上げられていましたので、思うところを書いてみます。

自民党憲法草案作りに携わった磯崎陽輔・現首相補佐官なる人物が、自分のホームページで述べていることとして、「個人として尊重される」という現行13条は個人主義を助長してきた嫌いがあるので「人として尊重される」という文案に改めたそうです。

このコラム『天声人語』の書き出しに夏目漱石の『私の個人主義』という文章(講演録)を紹介していますが、高校の国語の教科書にも取り上げられたことがある名文です。

それによれば、「個人主義」というのは単なる自分勝手とは違って、自分を尊重する以上に他人も尊重しなければならないという厳しい自律を伴う考えです。これは実は漱石が英国に留学した折、ヨーロッパの新思想に触れて「近代的な自我意識」に目覚め、それゆえに封建社会のしがらみの中で苦しみ

抜いた末にたどりついたとされています。また、旧来の国家観にがんじがらめにされていた明治の日本人が近代人として生まれかわるために、ぜひもなく通らなければならなかった道でもあります。

そう考えると、現行13条「すべての国民は、個人として尊重される。」の中で想定されている「個人」はまさに漱石の言う「個人主義」に真っ直ぐ繋がり、また多くの日本人が苦しみのもとに獲得した「個人の尊厳」という思想的財産に裏打ちされたものと言ってよいでしょう。

ところで前出の磯崎氏は、こういう先人によって積み上げられた知的な営為についてどれほど学んで来たのでしょうか。私にははなはだ疑問です。なぜかと言えば彼の発言には高校生にも理解できる、「個人主義」と「利己主義」の区別さえついていないと思うからです。そういう人間が自民党憲法草案作りに関わったということが、私には驚きです。
 (事務局 早坂吉彦)

天声人語

ロンドンぐらしの失意のなかで、夏目漱石は「自己本位」という言葉にゆきあたった。それまで苛まれていた不安が消え、自分の進むべき道を見いだしたという。「私の個人主義」と題する講演で語っている▼わがまま勝手にふるまうのではない。自分を尊重する以上、他人も尊重しなければならないというのが漱石の考えだった。個人主義を退治しなければ国家が滅びるなどと唱える者があるが、そんな馬鹿なことはあるはずがない、と。このくだりに、いまの改憲論議が重なる▼憲法の核心とされる13条は「すべて国民は、個人として尊重される」とうたう。自民党の改憲草案はこれを「人として」に変える。「個」をなぜ削るのか。草案づくりに携わった磯崎陽輔・首相補佐官のホームページには、当該条文が「個人主義を助長してきた嫌いがあるの」改めたところ▼おそろしく自民党内に昔からある声を踏まえただろう。いまの憲法こそ日本社会に利己主義をはびこらせ、「家」を壊してきた元凶、という議論だ。とするなら、たった一文字の削除が意味するところは重大である▼東京都の舛添要一知事は新著でこれを暴論と断じた。個人の対極には国家権力があるが、「人」の対極にあるのは動物であり、憲法論議とはほど遠い言葉だ。権力を拘束し、人権と自由を守る憲法の役割からすれば、確かにここは個人でなければならぬ▼漱石の講演から1世紀。草案前文が尊ぶ「和」に個人が埋もれてしまう事態を危ぶむ。

2014・2・24

▲2014年2月24日『朝日新聞』天声人語◆

○早坂さんの尻馬に乗り一言。◆この磯崎陽輔氏は自民党の憲法起草委員会事務局長でしたが、近代憲法の基本の考え方の「立憲主義」(憲法は国や政府の権力を縛るもの)もご存知なく、「学生時代の講義でも聞いたことがない。昔からある学説なのでしょうか。」と話し高校生以下の知識です。<伊藤真『憲法は誰のもの?』岩波書店P5・会報No.226参照>。その程度の方ですから「個人主義」と「利己主義」の区別もつきません。他の自民党議員さんたちも同じなのか。◆また昨2013年3月29日の国会予算委員会で、民主党小西洋之参院議員が安倍首相に「日本国憲法で一番大切な条文は何条か?」と質問。首相は不快感を示し答えず。小西議員は「すべて国民は個人として尊重される」の第13条を説明しています。<会報No.214参照> (事務局 山崎)

次回は憲法「前文」について皆様の意見を寄せ下さいお待ちしています!

